

別添 1

平成24年度地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領（今回協議分）

1 対象事業※

- (1) 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
（障害者総合支援法第77条第1項第1号）
- (2) 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
（障害者総合支援法第77条第1項第2号）

※ 詳細は別添2のとおり。

2 協議書について

上記事業については、4に掲げる期日までに別紙様式による協議書を提出すること。

※ 別紙様式以外に、事業内容を説明した既存の資料等があれば、併せて提出されたい。

3 協議書の提出方法

- (1) 各市町村は都道府県に協議書を提出し、各都道府県において管内市町村分をとりまとめの上、当職へ提出すること。
- (2) 郵送による提出に加え、電子媒体を以下の担当者アドレスへメール送信すること。

提出先：suzuki-tatsuya@mhlw.go.jp

4 協議書の提出期限

平成24年11月22日（木）

※ 提出期限を過ぎても連絡がない場合は、国庫補助協議はないものとみなすので、必ず期限までに連絡すること。

5 協議における留意事項

- (1) 所要額の積算にあたっては、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、数量等を見込んで行うこと。
- (2) 従前から地方単独で行っていた事業についても、国庫補助協議対象とするが、既に国庫補助を受けて実施している事業については、協議対象外とする。
- (3) 平成24年6月1日付け当職通知で定めた特別支援事業による各事業については、本協議では対象外とする。
- (4) 特別に招く講師等を除く、各活動に参加する障害者等の食料費や交通費等、本人が負担すべき参加に要する経費は、国庫補助協議の対象外とする。

6 その他

- (1) 別添2に定める事業内容については、平成25年4月に追加される必須事業の実施要綱の基礎となるものであるが、現在、実施要綱の内容等は引き続き検討しており、当該事業内容で確定しているものではない。
- (2) 今回国庫補助協議された事業は、今後の実施要綱の策定の際に参考とさせていただく。また好事例については、他の地方自治体の参考に資するよう、全国会議の場や厚生労働省のホームページ等で紹介する予定である。

別添2

1 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業

(1) 実施主体 市町村

(2) 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために地域社会の側への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

ア 実施内容

市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

イ 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

(ア) 教室等開催

理解を深めるための教室等を開催し、障害特性（精神障害、発達障害、高次能機能障害、重症心身障害児など）をわかりやすく解説したり、手話や介護等を実践したりする。

(イ) 事業所訪問

障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

(ウ) イベント開催

有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

(エ) 広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

(オ) その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

(4) 対象者 管内市町村の地域住民

(5) 留意事項

ア 市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。

イ 障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も協議対象となるが、協議対象はあくまでも障害に関する部分に限る。

ウ 広報活動による形式の場合、単に障害施策について説明したパンフレット等の製作は対象外とする。

2 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業

(1) 実施主体 市町村

(2) 目的

障害者等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ること目的とする。

(3) 事業内容

ア 実施内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

イ 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

(ア) ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。

(イ) 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。

(ウ) 孤立支援

地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。

(エ) 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）に支援する。

(オ) ボランティア活動支援

障害者等及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び障害者等に対するボランティア活動へ支援する。

(カ) その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

(4) 対象者 管内市町村の障害者等やその家族及び地域住民

(5) 留意事項

特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。